

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

東京大学
蔵書印

工場法案ノ要領

第一法令適用ノ範圍

(甲) 工場法ヲ適用スル工場ハ常時三十人以上ノ職工徒弟ヲ傭使スルモノトス但官立及公立ノ工場ヲモ包含スルコト

(乙) 臨時開設スル工場及平時前項ノ員數未滿ノ職工徒弟ヲ傭使スル工場ニ於テ臨時其以上ノ職工徒弟ヲ傭使スル場合ニ関シテハ特別ノ規定ヲ設クルコト

(丙) 甲號ニ掲ケル以外ノ工場ニモ必要アルトキハ勅令ヲ以テ工場法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコト

第二工場ノ取締

(甲) 新ニ工場ヲ設置セムトスルトキ及其ノ改築増築等ヲ爲サントスルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受ケシメ且

行政廳ノ検査ニ合格シタル後使用セシムルコト

(乙) 工場ニハ危険ヲ豫防シ健康ヲ保全シ風紀ヲ維持シ及公益ヲ害セサル為必要ナル方法設備ヲ為スニキコト

(丙) 寄宿舎其他工場ノ附属建設物及設備ノ取締ニ関スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第三汽罐ノ取締

(甲) 工場ニ汽罐ヲ装置セムルトキハ行政廳ニ願出テ認可ヲ受ケシムルコト

(乙) 汽罐ハ行政廳ノ検査ニ合格シ検査証書ヲ得タルモノニ非ラサレハ使用セシメサルコト

第四職工徒弟ノ年齢ノ制限

十一歳未滿ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメサルコト但勅令ヲ以テ向十箇年間左ノ如キ猶豫ヲ與フルコト

滿八歳以上ノ者ハ工場法施行後ニケ年ヲ限リ滿九歳以上ノ者ハ次ノ三ヶ年ヲ限リ滿十歳以上ノ者ハ次ノ五ヶ年ヲ限リ傭使セラルヲ得ルコト但一タヒ傭使セラレ得ル年齢ニ達シタル者ハ爾後本文ニ牴觸スルニ至ルモ仍傭使ヲ妨ケサルモノトス

第五徹夜業ノ制限

十六歳未滿ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間工場ニ於テ傭使セシメサルコト但左ノ例外ヲ設クルコト

一 天災事変ニ際シテハ勅令ヲ以テ一時此制限ヲ撤去スルヲ得ルコト

二 勅令ヲ以テ特種ノ事業及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関スル除外例ヲ規定スルコト

三、工場ニ於テ職工徒弟ヲ二組以上ニ分チ交替ニ傭使スル場合ニ関シテハ勅令ヲ以テ左ノ如キ除外例ヲ規定スルコト

満十三歳以上十六歳未満ノ男女及満十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ト虽モ工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト但工場法施行後五箇年間に満十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲモ傭使スルヲ得ルコト

四、前二辨ノ場合ニ就テハ職工徒弟各組交替ノ時期就業時間休憩時間及休日ニ関スル特別ノ規定ニ従フヲ要スルコト

第六、就業時間ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ勅令ヲ以テ

十二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルヲ得ルコトニ其勅令ハ向十箇年ヲ期シ漸次就業時間ヲ短縮スルノ目的ヲ以テ左ノ如ク定ムルコト但天災事変ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関シテハ例外ヲ設クルコト

(甲)十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ左ニ掲グル就業時間ヲ超ヘ傭使スルヲ得サルコト

- 第一種工場 十四時間
- 第二種工場 十五時間

(乙)工場法施行ノ日ヨリ五年ノ後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮シ第二種工場ノ就業時間ヲ十四時間ニ短縮ス次ノ五年ヲ経タル後ハ第一種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮シ第二種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮スルコト

(丙) 工場ノ種別ハ別ニ之ヲ定ムルコト

就業時間ノ制限ニ對スル例外ハ左ノ如シ

- 一、臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ一周年間或日數(九十日)ヲ限リ行政廳ニ届出テ、制限時間ヲ超スルコトニ時間以内ニ就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト
- 二、天災ニ際シテハ地方長官ハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ヒ地域及期間ヲ限リテ就業時間ノ制限ヲ停止スルヲ得ルコト
- 三、事変ニ際シ陸海軍省所管ノ工場又ハ事件ニ関シ必要ナル事業ヲ官公官私立ノ工場ニ於テ就業時間ノ制限ニ拠リ難キトキハ主務大臣ノ指揮ヲ請ヒ制限以上就業時間ヲ延長スルヲ得ルコト

第七、休憩時間ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ関シテハ勅令ヲ以テ一日一時三十分間以内ノ食事及休憩時間ニ關スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトニ其勅令ハ左ノ如ク定ムルコト

工場ニ於テハ一日一時三十分間以上ノ食事及休憩時間ヲ定メ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ休憩ヲ為サシム(キ)コト但一日ノ就業時間カ十二時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ一時間ト為シ一日ノ就業時間カ十時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ四十五分間ト為スルコト

事業ノ種類ニ依リ休憩時間中機械ノ運轉ヲ停止ス(キ)コト但事業ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

第八、休日ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニ関シテハ勅令

ヲ以テ一箇月二日以内、休日ニ関スル規則ヲ定ムルヲ得ルコト
トシ其勅令ニ就業時間ノ制限ニ對スル例外ニ準シテ天災
事変ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関スル例外
ヲ設クルコト

第九、特ニ危険ナルカ又ハ衛生ニ害アル業務ニ関スル制限

十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ニハ勅令ヲ以テ
特ニ危険ナルカ又ハ健康ニ害アル業務ヲ禁止制限スルヲ
得ルコト、又但其ノ勅令ヲ以テ制限スルモノハ左ノ如シ

- 甲、運轉中ノ機械ノ危険ナル部分原動力機若クハ動力
傳導裝置ノ掃除、注油、検査若クハ修繕又ハ
運轉中ノ調帶、調索ノ取外シ若クハ取付ケニ十六歳
未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子ヲ傭使スルヲ得ザルコト
- 乙、塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ發生スル業務、毒藥、劇藥

其他有害料品又ハ爆發性、毒性ノ料品ヲ取扱フ業務
塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務
ニハ十六歳未満ノ男女又ハ滿十六歳以上ノ女子、傭使
ヲ禁止シ又ハ制限スルコト但業務及職工ノ種類ハ農
商務大臣之ヲ指定スルコト

第十、業務上ノ死傷ノ扶助

職工徒弟業務上負傷シ又ハ死亡シタル場合ニハ工業主
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ為スルコト但扶助ノ程
度ハ左ノ如クスルコト

- 一、治療看護ノ費用ヲ負擔スルコト
- 二、療養ノ為五日以上ノ休業ヲ要スルトキハ少クモ賃金
ノ半額ヲ休業中給與スルコト
- 三、負傷ニ因リ終身労働ニ從事スルコト能ハス又ハ終身

労働ノ能力ヲ減スニキ不具瘥疾ト為リタルトキハ賃金ノ三箇年分以内ヲ給與スルコト但二百五十円ヲ以テ最高額トスルコト

四、負傷ニヨリ死亡シタルトキハ葬式ノ費用ヲ負担スルコト但二十四円ヲ以テ最高額トスルコト

五、死亡者ノ遺族アルトキハ賃金ノ一箇年半分ヲ給與スルコト但二百円ヲ以テ最高額トスルコト

第十六、寄宿舎ニ於ケル死傷者ノ扶助

工場附屬ノ寄宿舎ニ寄宿スル職工徒弟負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ三箇月ヲ起エサル期間ニ於テ適當ナル引取人アルマデ治療及看護ヲ與フヘキコト其死亡シテ引取人ナキトキハ葬式ヲ行フヘキコト

第十二、職工徒弟ノ雇入紹介ノ取締

右ニ関スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト

第十三、工場ノ監督

工場ノ監督ハ地方長官第一次ノ監督ヲ行ヒ農商務大臣第二次ノ監督ヲ行フコト但事ノ重大ナルモノハ農商務大臣ノ指揮ヲ請ビシメ又ハ農商務大臣直接ニ監督処分ヲ行フコト

第十四、法律施行ノ期限

工場法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ムルコト
工場法施行ノ際現ニ存スル工場又ハ汽罐ニ関シテハ別ニ認可ノ手續ヲ要セス法律施行後一箇年内ニ届出ヲ爲サシムルコト

